

## 「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の一部改正」の一部改正等に係る新旧対照表

(下線部は改正等部分)

改正後	改正前
<p>はじめに (略)</p> <p>第1部 専任教員養成講習会</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 専任教員養成講習会における運営の考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 企画・運営の実際</p> <p>1) 企画 (略)</p> <p>2) 運営</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 情報通信技術を活用した同時双方向型の講義及び演習を実施する場合</u></p> <p><u>実施の際は、受講生が情報通信技術を利用した同時双方向型の講義及び演習の開催に対応できることを確認し、受講者間で不利益が生じないようにする。また、各科目の到達目標を踏まえ、対面による講習及び演習と相当の教育効果を十分にあげられる方法で実施する。</u></p> <p>3) 企画・運営担当者の能力 (略)</p> <p>4) 講師に期待するもの (略)</p> <p>3. 修了認定の考え方</p> <p>1) 既修得単位の認定の考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 専任教員養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>第1部 専任教員養成講習会</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 専任教員養成講習会における運営の考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 企画・運営の実際</p> <p>1) 企画 (略)</p> <p>2) 運営</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3) 企画・運営担当者の能力 (略)</p> <p>4) 講師に期待するもの (略)</p> <p>3. 修了認定の考え方</p> <p>1) 既修得単位の認定の考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 専任教員養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の</p>

実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① (略)
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の専任教員養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができることとする。ただし、看護教員に関する講習会の実施要領及び保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱に基づいた講習会において取得した単位については、上限を設けず認めることとする。

③～④ (略)

(5) (略)

2) 修了認定 (略)

IV. (略)

実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① (略)
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の専任教員養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。

③～④ (略)

(5) (略)

2) 修了認定 (略)

IV. (略)

第2部 教務主任養成講習会

I～II (略)

III. 教務主任養成講習会における運営の考え方

1～2 (略)

3. 修了認定の考え方

(1)

① (略)

② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の教務主任養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができることとする。ただし、教務主任養成講習会実施要領に基づいた講習会において取得した単位については上限を設けず認めることとする。

③～④ (略)

4. (略)

IV. (略)

第2部 教務主任養成講習会

I～II (略)

III. 教務主任養成講習会における運営の考え方

1～2 (略)

3. 修了認定の考え方

(1)

① (略)

② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の教務主任養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。

③～④ (略)

4. (略)

IV. (略)